

令和 8 年度 編入学試験問題用紙 【一般選考 第2次】
 家政学部 児童学科 児童教育専攻

次の問1から問5に答えなさい。

問1

以下は、平成29年3月告示の小学校学習指導要領総則の中の「第4 児童の発達の支援」に関わる内容です。①から⑩に当てはまる語句を下のア～トの中からそれぞれ選択しなさい。ただし、使用しない語句もあります。

第4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との(①)関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行う(②)と、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行う(③)の双方により、児童の発達を支援すること。
 あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。

- (2) 児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、(④)を深め、学習指導と関連付けながら、(⑤)の充実を図ること。

- (3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、(⑥)自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、(⑦)を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(3) 不登校児童への配慮

- ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、(⑧)や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、(⑨)自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、(⑩)が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

- | | | | |
|-------------|-----------------|--------|-----------|
| ア 精神的 | イ 社会的・職業的 | ウ 医療 | エ ガイダンス |
| オ 文部科学大臣 | カ パフォーマンス | キ 信頼 | ク 親睦 |
| ケ 社会的 | コ 生徒指導 | サ 児童理解 | シ 進路指導 |
| ス 心理 | セ 教育委員会 | ソ 特別活動 | タ 経済的 |
| チ 家庭 | ツ スクールソーシャルワーカー | | テ カウンセリング |
| ト 総合的な学習の時間 | | | |

令和 8 年度

編入学試験問題用紙

【一般選考 第2次】

家政学部 児童学科 児童教育専攻

問 2

以下は、「生徒指導提要」に関する説明です。⑪から⑮に当てはまる語句を下のア～ソの中からそれぞれ選択しなさい。ただし、使用しない語句もあります。

「生徒指導提要」とは、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の基本的な考え方や実際の指導方法等についてまとめたものであり、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である。平成 22 年に初めて作成され、令和 4 年に 12 年ぶりに改訂された。

生徒指導の目的とは「児童生徒一人一人の(⑪)の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる(⑫)を支えること」である。この目的と達成するための実践上の視点として、(⑬)の感受、(⑭)的な人間関係の育成、(⑮)の場の提供、安全・安心な風土の醸成が挙げられている。

- | | | | | |
|--------|---------|------|---------|---------------|
| ア 話し合い | イ 自己存在感 | ウ 成長 | エ 自己有用感 | オ 多様な学び |
| カ 自己決定 | キ 個性 | ク 共感 | ケ 課題 | コ 教育 |
| サ 感情 | シ 自己実現 | ス 能力 | セ 自己存在感 | ソ コミュニケーション能力 |

問 3

以下は子どもに関する社会問題を解決するために設置された内閣府のある組織について書かれています。⑯から⑳に当てはまる語句を下のアからシの中からそれぞれ選択しなさい。ただし、使用しない語句もあります。

2023 年 4 月 1 日、こども政策の司令塔となる(⑯)が発足した。少子化対策を含めて、こどもに関する政策を幅広く立案し主導していく役割を担う。例えば、妊娠出産のサポート、児童虐待の防止やこどもの貧困対策、(⑰)と連携していじめ防止や不登校への対策も行うこととなっている。

(⑱)の発足と同時に、(⑲)という法律が施行された。(⑳)はすべてのこどもが、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指しており、こども施策を総合的に推進することを目的としている。こども施策は、「すべてのこどもは大切にされ、基本的な(⑲)が守られ、差別されないこと」「年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること」「すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、(⑳)が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること」などの基本理念をもとに行われる。

- | | | | |
|--------------|----------|--------|----------|
| ア 未来 | イ 内閣府 | ウ こども庁 | エ 意見 |
| オ 文部科学省 | カ こども基本法 | キ 人格 | ク こども家庭庁 |
| ケ こども・子育て支援法 | コ 厚生労働省 | サ 存在 | シ 人権 |

令和 8 年度

編入学試験問題用紙

【一般選考 第2次】

家政学部 児童学科 児童教育専攻

問 4

令和 3 年に出された中央教育審議会の答申の中で、「令和の日本型学校教育」の姿が示されました。「令和の日本型学校教育」のポイントとなる内容について、以下 3 つのキーワードを使用しながら 300 字程度で書きなさい。※キーワードは何度使用してもよい。

【個別最適な学び 協働的な学び ICT の活用 】

問 5

平成 28 年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会等に関する法律が公布され、平成 29 年には教育機会確保法の基本指針が定められました。また令和元年 10 月には「不登校児童生徒への支援の在り方について」が発出されました。

学校を長い間、欠席する子どもについて、あなたはどのような関わりや支援が必要だと思えますか。300 字以内で書きなさい。

(以下の余白や裏面は下書きに使用して構いません。)

家政学部 児童学科 児童教育専攻

以下は日本のいじめ認知（発生）件数の推移を示したグラフ（図1）と学年別いじめの認知件数のグラフ（図2）です。以下の①から③の内容を含めて800字以上で記述下さい。

- ①図1と図2から読み取れることはどのようなことですか。
- ②いじめの要因にはどのようなことが考えられますか。
- ③いじめの防止や対応として何が有効か、あなたなりの打開策を考えてください。

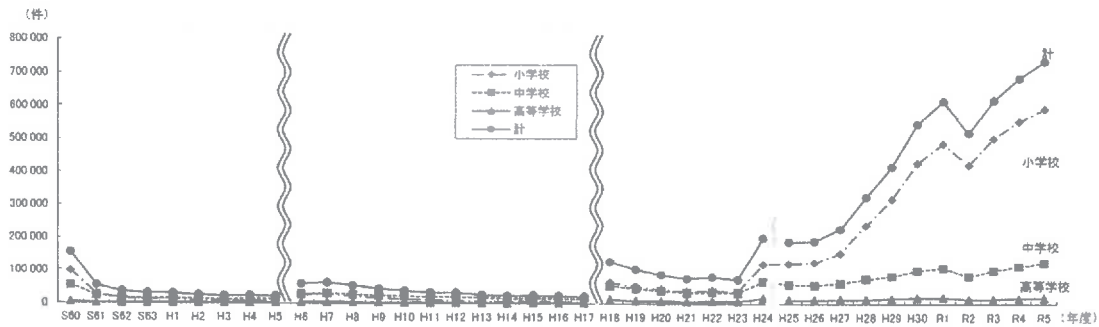


図1 いじめ認知（発生）件数の推移グラフ

出典：文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」より引用

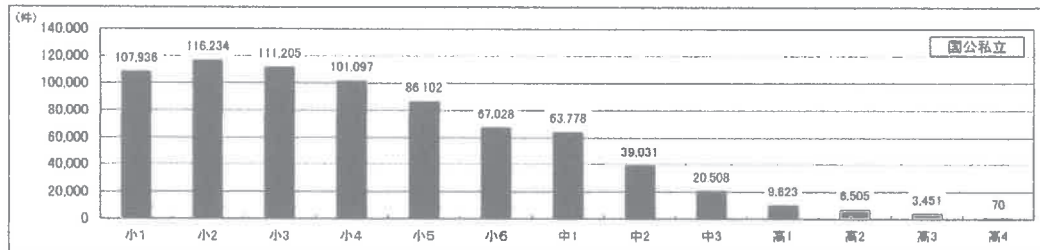


図2 学年別いじめの認知件数のグラフ（小・中・高・特別支援学校の合計）

出典：文部科学省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」より引用

(以下の余白や裏面は下書きに使用して構いません。)